

○原子力規制委員会告示第十号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行及び原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第九十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

（工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示の一部改正）

第一条 工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十三年通商産業省告示第六百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十三条及び」を「第八十八条、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「実用炉技術基準規則」という。）第二十六条第一

項第六号及び第三十九条第一項第六号並びに」に改める。

第二条第一項及び第二項中「第十三条第一項第二号イ」を「第八十八条第一項第二号イ」に改める。

第三条中「第十三条第一項第二号ロ」を「第八十八条第一項第二号ロ」に改める。

第四条中「第十三条第一項第四号及び」を「第八十八条第一項第四号、実用炉技術基準規則第二十六条

第一項第六号及び第三十九条第一項第六号並びに」に改める。

第五条中「第十三条第一項第六号」を「第八十八条第一項第六号」に改める。

第六条中「第十三条第一項第十号」を「第八十八条第一項第十号」に改める。

第七条及び第八条中「第十三条第二項」を「第八十八条第二項」に改める。

(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示の一部改正)

示の一部改正)

第二条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示（昭和六十三年科学技術庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「原子炉設置者、」を「試験研究用等原子炉設置者、」に改める。

(船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。))の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正)

第三条 船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。))の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成元年運輸省告示第八十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「原子炉設置者、」を「試験研究用等原子炉設置者、」に改める。

(核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示の一部改正)

第四条 核燃料物質の加工の事業に関する規則等の規定に基づき、線量限度等を定める告示(平成十二年科学技術庁告示第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成十二年総理府令第二百二十号)第二十七条第一項第一号及び第二十九条第三号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第二百二十二号)第二条第四号及び第六号、第二十五条第三項、第二十七条第一号ハ、第二十八条、第三十四条第四号及び第七号並びに様式第二の注3」を「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五

年原子力規制委員会規則第十号) 第二条第二項第十四号及び第十五号、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第二百二十二号) 第二条第四号及び第六号、第六十二条第三項、第七十三条第一号ハ、第七十四条、第八十五条第四号及び第七号並びに様式第二の注3」に改める。

第四条第一項中「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第二十五条第三項」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第六十二条第三項」に改める。

(核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示の一部改正)

第五条 核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の六等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示(平成十二年科学技術庁告示第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(以下「研究開発段階炉基準」という。)」第十五条第六号、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「研究開発段階炉規則」という。)」第三十二条」を「研究開発段階発

電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号。以下「研開炉技術基準規則」という。）第二十五条第六号、研究開発段階用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号。以下「研開炉規則」という。）第八十三条」に改める。

第二条第一項及び第二項中「研究開発段階炉規則第三十二条第一項第二号イ」を「研開炉規則第八十三条第一項第二号イ」に改める。

第三条中「研究開発段階炉規則第三十二条第一項第二号ロ」を「研開炉規則第八十三条第一項第二号ロ」に改める。

第四条中「研究開発段階炉基準第十五条第六号、研究開発段階炉規則第三十二条第一項第四号」を「研開炉技術基準規則第三十八条第六号、研開炉規則第八十三条第一項第四号」に、同条第一号中「研究開発段階炉基準第十五条第五号」を「研開炉技術基準規則第二十五条第五号」に改める。

第五条中「研究開発段階炉規則第三十二条第一項第六号」を「研開炉規則第八十三条第一項第六号」に改める。

第六条中「研究開発段階炉規則第三十二条第一項第十号」を「研開炉規則第八十三条第一項第十号」に

改める。

第七条及び第八条中「研究開発段階炉規則第三十二条第二項」を「研開炉規則第八十三条第二項」に改める。

(実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示の一部改正)

第六条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成十三年経済産業省告示第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条第二項第四号及び第六号、第七条第三項、第八条第一号ハ、第九条、第十五条第四号及び第七号、第二十四条第一項、様式第二の注4並びに様式第六の備考4」を「第二条第二項第四号及び第六号、第六十七条第三項、第七十八条第一号ハ、第七十九条、第九十条第四号及び第七号、第三百三十六條第一項、様式第二の注4並びに様式第八の備考4、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第六号。以下「実用炉技術基準規則」という。)第三十九条第一項第一号及び第四十二条第一項」に改める。

第二条の見出し及び同条第一項中「第一条第二項第四号」を「第二条第二項第四号」に改める。

第三条の見出し中「第一条第二項第六号」を「第二条第二項第六号」に改め、同条第一項中「第一条第二項第六号」を「第二条第二項第六号、実用炉技術基準規則第四十二条第一項」に改める。

第四条の見出し中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第一項中「第七条第一項の表第四号イ」を「第六十七条第一項の表第四号イ」に、「第七条第一項の表第四号ハ」を「第六十七条第一項の表第四号ハ」に改め、同条第二項中「第七条第一項の表第四号ニ」を「第六十七条第一項の表第四号ニ」に改め、同条第三項中「第七条第一項の表第四号ホ及びヘ」を「第六十七条第一項の表第四号ホ及びヘ」に改める。

第五条中「第八条第一号ハ」を「第七十八条第一号ハ」に改める。

第六条第一項中「第九条第一項第一号」を「第七十九条第一項第一号」に、同項第三号中「原子炉設置者又は」を「発電用原子炉設置者又は」に、「第四十三の三の三第一項」を「法第四十三条の三の三十三第一項」に、「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同条第二項中「第九条第一項第一号」を「第七十九条第一項第一号」に改める。

第七条中「第九条第一項第二号」を「第七十九条第一項第二号」に改める。

第八条中「第九条第二項」を「第七十九条第二項」に改める。

第九条中「第十五条第四号及び第七号」を「第九十条第四号及び第七号、実用炉技術基準規則第三十九条第一項第一号」に改める。

第十条中「第二十四条第一項」を「第三百三十六条第一項」に改める。

(運転責任者に係る基準等に関する規程の一部改正)

第七条 運転責任者に係る基準等に関する規程(平成十三年経済産業省告示第五百八十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第三号」を「第八十七条第三号」に、同条第一号及び第二号中「原子炉」を「発電用原子炉」に、同条第三号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に、同条第四号中「原子炉に」を「発電用原子炉に」、同号イ中「原子炉」を「発電用原子炉」に、同号ハ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第二条中「第十二条第四号」を「第八十七条第四号」に改める。

第三条第一項中「原子炉」を「発電用原子炉」に改める。

(安全上重要な機器等を定める告示の一部改正)

第八条 安全上重要な機器等を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百二十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十一条の二第一項」を「第八十二条第一項」に改める。

表の上欄第一号(四)及び第二号(四)中「原子炉の」を「発電用原子炉の」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示の一部改正）

第九条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する省令に基づき原子力規制委員会が定める研修を定める告示（平成十五年経済産業省告示第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号中欄中「及び原子炉施設」を「、試験研究用等原子炉施設及び発電用原子炉施設」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

（溶接安全管理審査員資格研修）

第三条の二 検査省令第三条の二第一号から第五号までの原子力規制委員会が定める研修は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる研修時間行うものとする。ただし、検査省令第三条の二第三号及び第四号に掲げる者については同表上欄第一号から第三号まで及び第五号に掲げる科目を履修することを要しない。

科目	一 発電用原子炉施設に係る機械又は器具の構造、材料等
内容	原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器その他の機械又は器具の材料、構造及び機能
研修時間	五時間

<p>二 溶接技術</p>	<p>三 非破壊検査技術</p>	<p>四 経営工学</p>	<p>五 関係法令並びに溶接事業者検査及び溶接安全管理審査の方法</p>
<p>溶接材料、溶接設計、溶接施工、溶接管理及び溶接設備</p>	<p>放射線透過試験、超音波探傷試験、磁粉探傷試験及び浸透探傷試験</p>	<p>日本工業規格Q9001に係るもの</p>	<p>一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律その他の関係法令 二 発電用原子炉施設の溶接の技術基準 三 溶接事業者検査の方法 四 溶接安全管理審査基準及び溶接安全管理審査の方法</p>
<p>十時間</p>	<p>五時間</p>	<p>四十時間</p>	<p>十時間</p>

備考 この表の各号に掲げる科目と同等の効果がある科目を履修したときは免除することができる。

(定期安全管理審査員資格研修)

第三条の三 検査省令第三条の三第一号から第五号までの原子力規制委員会が定める研修は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる研修時間行うものとする。ただし、検査省令第三条の三第三号及び第四号に掲げる者については同表上欄第一号から第三号まで及び第五号に掲げる科目を履修することを要しない。

科目	内容	研修時間
一 発電用原子炉施設に係る機械又は	原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器その他の機械又は器具の材料、構造及び機能	十時間

器具の構造、材料 等	二 発電用原子炉施設に係る機械又は器具の工事、維持及び運用	三 基礎工学	四 経営工学
	発電用原子炉施設の運転及び保守	原子力工学、機械工学及び電気工学に係るもの	日本工業規格Q九〇〇一に係るもの
	五時間	十時間	四十時間

<p>五 関係法令並びに 定期事業者検査及 び定期安全管理審 査の方法</p>	<p>一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律その他の 関係法令</p> <p>二 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則及び 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規 則</p> <p>三 定期事業者検査の方法</p> <p>四 定期安全管理審査基準及び定期安全管理審査の方法</p>	<p>十時間</p>
<p>備考 この表の各号に掲げる科目と同等の効果がある科目を履修したときは免除することができる。</p>		

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める
告示の一部改正)

第十条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定

める告示（平成十七年経済産業省告示第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令第六十三条第一項第二号、第三号」を「令第六十三条第一項第三号、第四号」に、「設置される原子炉」を「設置される発電用原子炉」に改める。

第三条中「令第六十三条第一項第五号」を「令第六十三条第一項第六号」に、「製錬施設、加工施設、原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）」を「製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設（船舶に設置する試験研究用等原子炉に係る原子炉施設を除く。）」、発電用原子炉施設」に、「設置される加工施設、原子炉施設（船舶に設置する原子炉に係る原子炉施設を除く。）」を「設置される加工施設、発電用原子炉施設」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示の一部改正）

第十一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十三条第一項の表第二号及び第三号並びに第二項の表第二号及び第三号並びに第六十四

条の表第二号及び第五号」を「第六十三條第一項の表第二号及び第四号並びに第二項の表第二号及び第四号並びに第六十四條の表第二号及び第八号」に、「試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する原子炉（令第一条第一号又は第二号に該当するもの及び）」を「特定試験研究用等原子炉（試験研究の用に供する試験研究用等原子炉）」に、「研究開発段階にあるもの（発電の用に供するものを除く。）」を「研究開発段階にある試験研究用等原子炉」に改める。

第二条中「令第六十三條第一項の表第五号」を「令第六十三條第一項の表第六号」に、「原子炉施設（試験研究用等原子炉に係る原子炉施設に限る。）」を「試験研究用等原子炉施設（特定試験研究用等原子炉に係るものに限る。）」に改める。

（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十九條の十六の七第一号等の規定に基づき指定記録保存機関を公示する件の一部改正）

第十二條 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十九條の十六の七第一号等の規定に基づき指定記録保存機関を公示する件（平成二十一年經濟産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「第十九條の十六の七第一号」を「第三百三十二條第一号」に改める。

(核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部改正)

第十三条 核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準(平成二十四年原子力規制委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第七条の2第1項の保存」を「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第63条第1項及び第68条第1項の保存」に、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第26条第1項の保存」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第58条第1項及び第63条第1項の保存」に改める。

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部改正)

第十四条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示(平成二十五年原子力規制委員会告示第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条第五項」を「第六十七条第五項」に改める。

第三条中「核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十四年原子力規制委員会告示第二号。以下「保存基準」という。）別表第二に掲げる保存等をする場合」を「規則第四条第一項の保存をする場合」に、「保存基準別表第一に掲げる基準」を「核燃料物質の加工の事業に関する規則等に係る電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十四年原子力規制委員会告示第二号）別表第一に掲げる基準」に改める。

第五条第一項第三号中「原子炉設置者（）」を「発電用原子炉設置者（）」に、「第四十三条の三の三第一項」を「第四十三条の三の三十三第一項」に、「旧原子炉設置者等」を「旧発電用原子炉設置者等」に改め、同項第四号中「原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第十一条第一号及び第二号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、第三号中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改め、第四号中「原子炉に」を「発電用原子炉に」に改め、同号イ中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同号ハ中「原子炉施設」を「発電用原子炉施設」に改める。

第十三条を次のように改める。

(基準に係る確認等)

第十三条 原子力規制委員会は、前条の申請書による書面審査及び必要に応じ行う調査により、同条に規定する申請が基準に適合しているかどうかの判定を行うのに十分であり、かつ、発電用原子炉施設の運転の保安上十分であることを確認するものとする。

- 2 原子力規制委員会は、前項の規定による確認をしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 原子力規制委員会は、前項の記載による通知をしたときは、その旨を公表するものとする。
- 4 第一項に規定する確認は、三年を限り有効とする。

附 則

この告示は、原子力規制委員会設置法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。